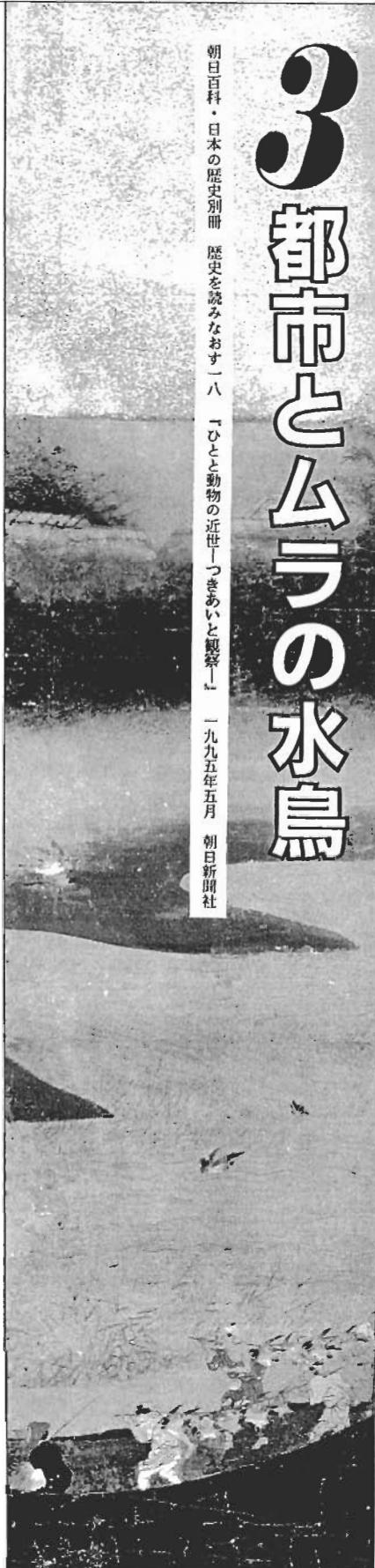
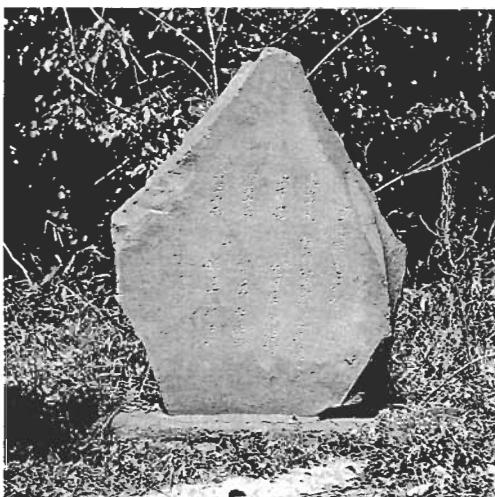


3 都市とムラの水鳥

朝日百科・日本の歴史別冊 歴史を読みなおす一八 「ひとと動物の近世—つきあいと觀察—」 一九九五年五月 朝日新聞社



香取鳥見神社の旧社殿 総檜造だが、現在はない。写真／江口行輝



香取鳥見神社石碑 上の社殿建設の寄付記録。写真／安藤洋児

日本の冬の到来を告げる、カモやガン、ハクチョウなどの北からの渡り鳥。古くより文人墨客にも愛好されてきたこの水鳥たちは、詩歌に詠まれ、古典文学、絵画などの中に多く描かれてきた。その周期的に去来する渡りの行動によって想起された、當世とこの世を行き来する「靈鳥」としての神秘性あふれるモチーフは、多くの芸術世界に影響を与えていた。現代においても、その叙情的なイメージは、農村から離れた多くの都市生活者に浸透しているし、自然が残されていることのシンボルとして、より大衆レベルまでそのイメージを共有してきているといつても過言ではない。

河川などの水辺に生活し、人々はそこから、まさしく「獲物」そのものとして、自然の恵みを享受していた。そこには、叙情的、感傷的な対応など思いつくことなしに、即物的に日々の糧として利用するような実際的な生活世界が広がっていた。そのような世界に生きる人々は、ときおり自然をめでるような現代都市に生きる我々とは、かなり異なった自然認識を抱いていたのであり、鳥たちと密接に取り結ばれる多くの知識、技術、技能といったものを伝承してきた。

また一方で、獲得された水鳥たちの流通、消費の側面を見ると、自然と乖離していたはずの都市の住民にも、どうやらかつては水鳥利用をめぐる実際的な世界

【水鳥獵のムラ】

当社再建寄付

米三十俵	御領主松原八左衛門
金百両	源武広
金五十両	江戸安鎮町東国屋伊兵衛
金三十両	同町鯉屋七兵衛
千両	千住河原鮎屋新兵衛

天保六年六月

これは、千葉県東葛飾郡沼南町布瀬という一小村の鎮守、香取鳥見神社に建てられた石碑の碑文である。現在の香取鳥見神社は近年焼失したのにもない、新しく建造された社殿で、往時の面影は残していないが、それ以前は細微な彫刻を施した総檜造の神社であった。その立派な社殿を天保期（天保六年＝一八三五）に造立した際に、布瀬のムラが受けた寄付の明細を記したもののが、この碑文である。

これを見ると、布瀬のムラは領主より米を賜つた他に、江戸の者三名より百八十両に上る寄付を受けている。この碑文に登場する江戸安針（鎮）町東国屋伊兵衛という人物は、布瀬とどのような関係を持ち、いったい

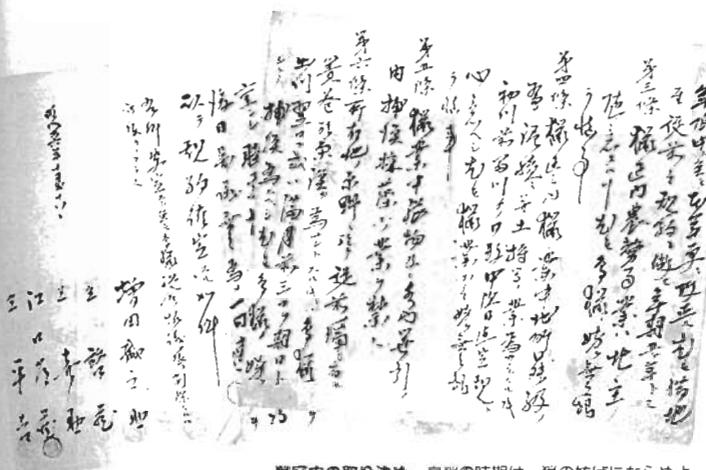
が広がっていたようである。近世より水鳥は、単に水辺の狩猟者自らの消費に供されるのみならず、広い範囲に流通していく。実はその先に待ちうけていた最終的な消費者として、華やいだ文化を謳歌する都市の住民たちがあつたのである。村ぐるみで行う伝統的な鳥獵を考える上において、この大消費地「都市」との関連は無視できない。



鳥獵開始の太鼓 布瀬は親しい、近隣に唯一出鳥の合図ができた。



香取鳥見神社の森を見る 造成方面から。遠方の森、右端が神社。昭和12年(1937)撮影。



獵区内の取り決め 鳥獵の時期は、獵の妨げにならぬよう鳥獵組合員100人以上もが署名・捺印して様々に取り決めがなされた。明治26年(1893)10月20日付獵区設定規約から。沼南町教育委員会蔵



現在の布瀬 上と同じ方角を望む。撮影／安藤洋児

【鴨獵のムラ】

何ゆえに、江戸から離れたこの鄙びた農村に、このように百両という多額の寄付を施しているのであろうか。

沼南町布瀬は、手賀沼に岬状に突き出した舌状台地の先端部に立地し、第二次世界大戦後の大規模な手賀沼干拓以前には、ムラの三方を沼に囲まれる水辺のムラであった。そこでは「水辺」と密接に関わる生業が長年営まれてきた。幕末期、東関東の風物を著した利根川図志には手賀沼について「……この沼の産物は水鳥（鴨類ナガアシ等、又雁、鴨等）、鰻（夜漁す故にヨムナギといふ、江戸にても賞するとぞ）」があり、「水辺」の産物が鳥類、魚類、水生植物などにわたって多岐に利用されていたことがわかる。特に「鰻」は「ウナギ」は「江戸にても賞するとぞ」とあり、近世末には江戸にまで流通していた。手賀沼はかつては「水辺」の産物の大きな供給地であり、消費地とはその交流を通じて密接に関わっていた。この消費地江戸（その後の東京）との緊密な結びつきは、布瀬のかつての生活実態を知る上で重要な手がかりとなる。

布瀬では、第二次世界大戦以前まで、農閑期の冬場にハリキリアミ獵とボタナ獵と呼ばれる水鳥獵が行われていた。ハリキリアミ獵はいわゆるカヌミ網である。ボタナ獵は一般にモチナワ獵と呼ばれ、細網に鳥モチを付けて、それを沼に流し遊泳中の水鳥をからめ捕る狩獵技術である。これらの伝統的狩獵技術は、手賀沼に限らず全国の河川、湖沼地帯に広く見られたが、第二次世界大戦を前後してそれを取り巻く状況が大きく変化することになる。戦後、連合国軍総司令部(GHQ)天然資源局の勧奨により狩獵法が改正され、カヌミ網や鳥モチを使用する伝統技術が禁止されることになった。その上、食料増産政策にともない各地の「水辺」が埋め立てられ水田化されたことによって、水鳥の飛来数は激減した。そのため、近世期より継承されてきた伝統的狩獵技術は、そのほとんどが日本の「水辺」からその姿を消すこととなつたのである。

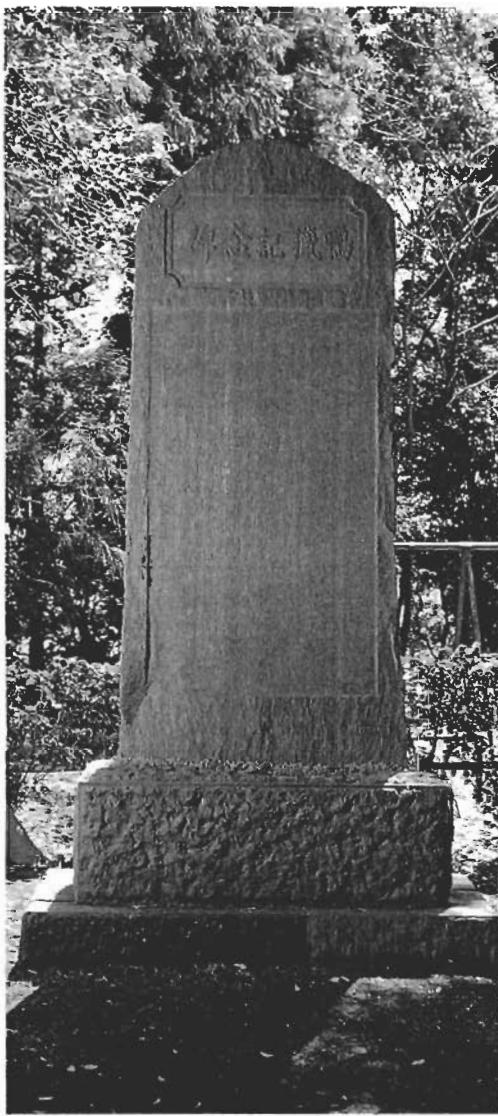
手賀沼では昭和の初め、布瀬を含む十二の集落で共同して手賀沼共同鳥獵組合を組織し、水鳥獵の管理、運営を行つていた。鳥獵組合の中で布瀬の占める位置



収穫の踏み 仲買人が早速獲物を引き取る。写真／堀内智実(この段すべて)



ボタナ(モチナワ)にかかる鶴 布瀬村のみ、鷺モチ猟ができる。



香取鳥見神社境内の鶴猟記念碑 写真／安藤洋児

上は鳥獣関係の研究家であり写真家の堀内謙位(1903~48)が昭和10年代に撮った写真記録の一部。伝統的狩猟法について組写真で克明に残しているため、現在は絶えた狩猟法についてもよくわかる。上はそのうちの手賀沼の鶴猟の取材記録。

・寛政10年(1798)に布瀬村が周囲に偷きかけ始まった共同狩猟が、埋め立てにより漁場を失い、解散した経緯を記す。昭和17年(1942)の石碑。題字は貴族院議員で鳥類研究者・理学博士の黒田慶礼。

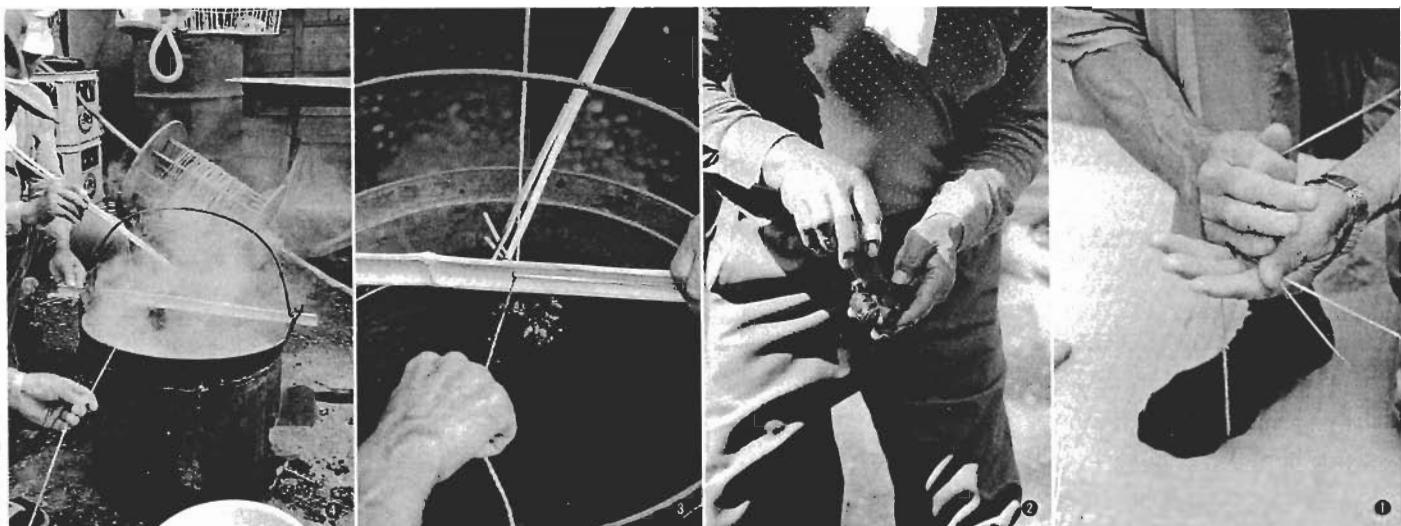


近世のモチナワ鶴 「狩猟図説」から 東京国立博物館蔵

(利根川図志)
手賀沼周辺は、古くから水鳥の飛来地として有名であり、現在でもその姿が多く見うけられる。水鳥猟が行われていた当時、狩猟の対象鳥は確認されただけでもガニ・カモ類を中心に三目三科二十一種にも上り、手賀沼周辺の人々は、このような多岐にわたる水鳥を獲得し、販売することによって、農閑期である冬場の生活の一助としていたのである。

は別格で、他の集落からは「親浜」と呼ばれていた。「親浜」の布瀬は、①全集落の出猟日、出猟時間を決定することができる、②鳥獵組合を取りしきる幹事長を常に選出できる、③ボタナ猟を独占的に行うことができるといった特権を有していた。近世末には、この布瀬を中心とする水鳥猟の組織化は進行していくようで、当時の記録には次のように描写されている。

九月下旬より二月上旬の間、沼畔三十六村の人々五日目を当日と定め、晴夜を待ち、布瀬村の告を待つて、発す。網二十段を一人前の業とす。各その信地あり。岸より漕に向ひ次第に竹を植て、網を張るに十段、これを二重にす。この網を張る事全岸を網がすを以て、鳥皆沼中に集まる。この時布瀬村の人、網縄を水中に流す。これに再び驚きて沼畔に飛行きて沼周の衆網にかかるを、潜まり居て捕るなり。この二は相應須つの業なるを以て、共にその約を爽ふ事なし。



布瀬のボタナ猟 ①縄をなう。縄はカヤ(オバナ)製。②モチを練る。③モチをつけながら縄を割竹の穴に通してモチの量を一定にする。④ワクにモチをつけたボタナを巻きつける。
⑤からは2人1組。⑥湖面にボタナを流す。作業復元写真／沼南町教育委員会



の決め方にある。値段は、まずマガモの雌雄一つがい

まず、カイショで集まつた仲買人と狩猟者が、その時々の需給関係を見ながら相場を決める。カモ類は明治末までは、歳末や年頭の贈答品に供されたため年末に相場は、特に跳ね上がったといわれる。カモの相場は、この沼の捕獲数の如何によつて高低を生ずるほどの力

影響を与えていた(『風俗画報』三三〇号)。

ハヨセのシステムの特徴は、鳥それぞれの販売価格

シヨ(会所)に自分の捕つた獲物を持ち寄り、売り渡す。仲買人には、東京・千住あたりから直接買いつけに来るものと、地元で仲買をして東京の千住、京橋あたりに卸すものの二種類があつた。カイショで値段が決まり売買されるのであるが、この手賀沼周辺では独特の売買システムにのつとり、売買が行われていた。これはハヨセ(羽寄せ)というシステムである。

まず、カイショで集まつた仲買人と狩猟者が、その時々の需給関係を見ながら相場を決める。カモ類は明治末までは、歳末や年頭の贈答品に供されたため年末に相場は、特に跳ね上がったといわれる。カモの相場は、この沼の捕獲数の如何によつて高低を生ずるほどの力

影響を与えていた(『風俗画報』三三〇号)。

ハヨセのシステムの特徴は、鳥それぞれの販売価格

の値段を決める。これが相場である。その他の鳥はこのマガモの雌雄一つがいに對して、同じ価値を持つ羽根と昭和初頭には、たとえば布瀬でいうアカ(ヒドリガモ)などは「四羽寄せ」といって、マガモの一つがいに対し四羽が等価であるとされていた。またタカ(コガモ)は「七羽寄せ」といって、マガモの一つがいの値段とタカ七羽の値段が同じに決められていた。そしてマガモより大型のガン(マガニ)などは、やはりその価格はマガモ一つがいの二倍と固定していた。

このようにハヨセのシステムは、マガモ一つがいに對しての等価の羽数を固定することにより、マガモ一つがいの相場が変動するのに連動呼応して、それぞれの価格が決定されるという仕組みになつている。要するに、マガモ一つがいを一とすると、アカは一羽〇・二五、タカは一羽約〇・一四、ガンは一羽二という価格の比率を固定して持つてゐることで、マガモ一つがいが百円した場合、アカ一羽は二十五円、タカ一羽は約十四円、ガン一羽は二百円の値段がつくといふことである。そして、マガモ一つがいの相場が二倍になれば、それに応じて各鳥の値段が二倍になるといふことである。

このようなハヨセシステムによつて売られる水鳥たちから得られる収益は、いつたいどれぐらいあつたのであろうか。昭和十三年末(一九三八年)一月(一九三九年一月)にかけてのある猟師の「狩猟日誌」を見ると、一人で百十一円九十七銭の収益を上げていた。この金額は、當時、白米に換算すると約三百四十五キロ分にもなる。この金額の実質的な労働対価としての意味は、當時の土木工事などの賃稼ぎに換算すると約七十日分の収益に相当する。賃稼ぎ二ヶ月以上の収入を、わずか十七日——もちろん出猟日以外にも狩猟に付随した仕事をする日があるが——の出猟で稼ぎあけたわけである。冬場、自分の居住している所から離れることがない。これだけの収入をあげているわけで、この数値は農間余業として、十分に経済的な副業的意義を持つていたと考えられる。当然、このような冬場に限定して行われる平地性鳥獣の収入は、一年間糊口を凌げるような大きさは持つていらない。あくまで、生活

の値段を決める。これが相場である。その他の鳥はこのマガモの雌雄一つがいに對して、同じ価値を持つ羽根と昭和初頭には、たとえば布瀬でいうアカ(ヒドリガモ)などは「四羽寄せ」といって、マガモの一つがいに対し四羽が等価であるとされていた。またタカ(コガモ)は「七羽寄せ」といって、マガモの一つがいの値段とタカ七羽の値段が同じに決められていた。そしてマガモより大型のガン(マガニ)などは、やはりその価格はマガモ一つがいの二倍と固定していた。

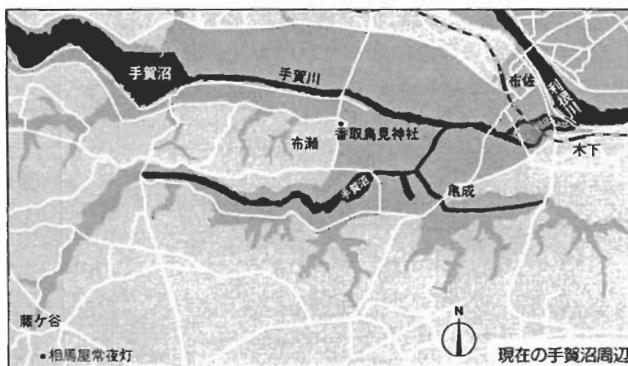
このようにハヨセのシステムは、マガモ一つがいに對しての等価の羽数を固定することにより、マガモ一つがいの相場が変動するのに連動呼応して、それぞれの価格が決定されるという仕組みになつている。要するに、マガモ一つがいを一とすると、アカは一羽〇・二五、タカは一羽約〇・一四、ガンは一羽二という価格の比率を固定して持つてゐることで、マガモ一つがいが百円した場合、アカ一羽は二十五円、タカ一羽は約十四円、ガン一羽は二百円の値段がつくといふことである。そして、マガモ一つがいの相場が二倍になれば、それに応じて各鳥の値段が二倍になるといふことである。

このようなハヨセシステムによつて売られる水鳥たちから得られる収益は、いつたいどれぐらいあつたのであろうか。昭和十三年末(一九三八年)一月(一九三九年一月)にかけてのある猟師の「狩猟日誌」を見ると、一人で百十一円九十七銭の収益を上げていた。この金額は、當時、白米に換算すると約三百四十五キロ分にもなる。この金額の実質的な労働対価としての意味は、當時の土木工事などの賃稼ぎに換算すると約七十日分の収益に相当する。賃稼ぎ二ヶ月以上の収入を、わずか十七日——もちろん出猟日以外にも狩猟に付随した仕事をする日があるが——の出猟で稼ぎあけたわけである。冬場、自分の居住している所から離れることがない。これだけの収入をあげているわけで、この数値は農間余業として、十分に経済的な副業的意義を持つていたと考えられる。当然、このような冬場に限定して行われる平地性鳥獣からの収入は、一年間糊口を凌げるような大きさは持つていらない。あくまで、生活

【マガモが基準に】



空からみた手賀沼周辺 昭和22年(1947)米軍撮影のものを中心とした。現在は干拓によって多くの水面が失われた。写真／国土地理院



▲手賀沼周辺 右端の木下は、銚子方面からの荷の集積地、左下方の藤ヶ谷には常夜灯（49ページ参照）がある。香取鳥見神社のある布瀬は、手賀沼の真ん中に位置した。

▶布瀬の夜まつりの役員 香取鳥見神社の旧社殿の前に、正装して並ぶ。中世の初期にも遡るこの神事は、昭和37年（1962）が最後となった。

写真／江口行輝



【近世都市民と水鳥】

を支える全活動の一部として重要なのである。

このような水鳥をめぐるムラと都市の相互関係はいつごろから始まるのだろうか。

近世期 江戸などの都市の人々は、水鳥を贈答品として頻繁に用いており、また騒乱する都市食文化の食材として利用していた。特にマガモなど毛色の鮮やかなカモ類を歳の暮れの贈答品に用いることは、全国各地で行われていたようで、贈り物にする時には、竹で編んだ籠に笹の葉を敷き、その上に締めた雌雄のつがいを載せて贈るのが通例であった。

帳面に 鰯、鴨と いそがしさ

鴨つがひ 寒氣当りの 目がくぼみ

よもやま抄

これらのことから、近世期に歳暮としてカモが利用されていたことがわかる。最初の句は、歳暮を贈る時の帳面に、誰は夕イ、誰それはカモと案分していく風景を詠んだものである。また後の句は、カモのつがいをもらって、よくよく見ると寒氣に当たったためか瘦せて目がくぼんでいるという意味であるが、裏には歳暮としてたらい回しにされ、痩せ細るカモの姿への揶揄が込められており、現代の贈り物事情と相通じるところがあつて面白いい。近世後期 戲作者 滝沢馬琴などは、その日記に寒中見舞いとしてカモをらい賞味した旨書き残しているが（馬琴日記）、この頃、年末・年始の贈答品としての水鳥の利用は一般に定着していたようである。

また、客人をもてなす振舞料理にも、カモは用いられていた。京の文人 楠泰などは文化三年（一八〇六）に著した書物の中で、友人の催す夜宴でカモ肉を饗され、これがはなはだ美味でその新鮮さに驚いたことを述べている（筆のすきび）。そこでは宴の主人は、カモの腐敗を防ぐために全身にワサビを詰め込んで、遠く加賀金沢より十六日をかけて取り寄せている。

これらの記事を見ると、カモという鳥はいかにも贈答品や、饗應に用いられるハレの食品で、一般庶民の日常的な食卓に簡単に上るような代物ではなかつたようである。しかし、実際には近世期の江戸には、多くの水鳥たちが流入してきており、市中の人々によつて

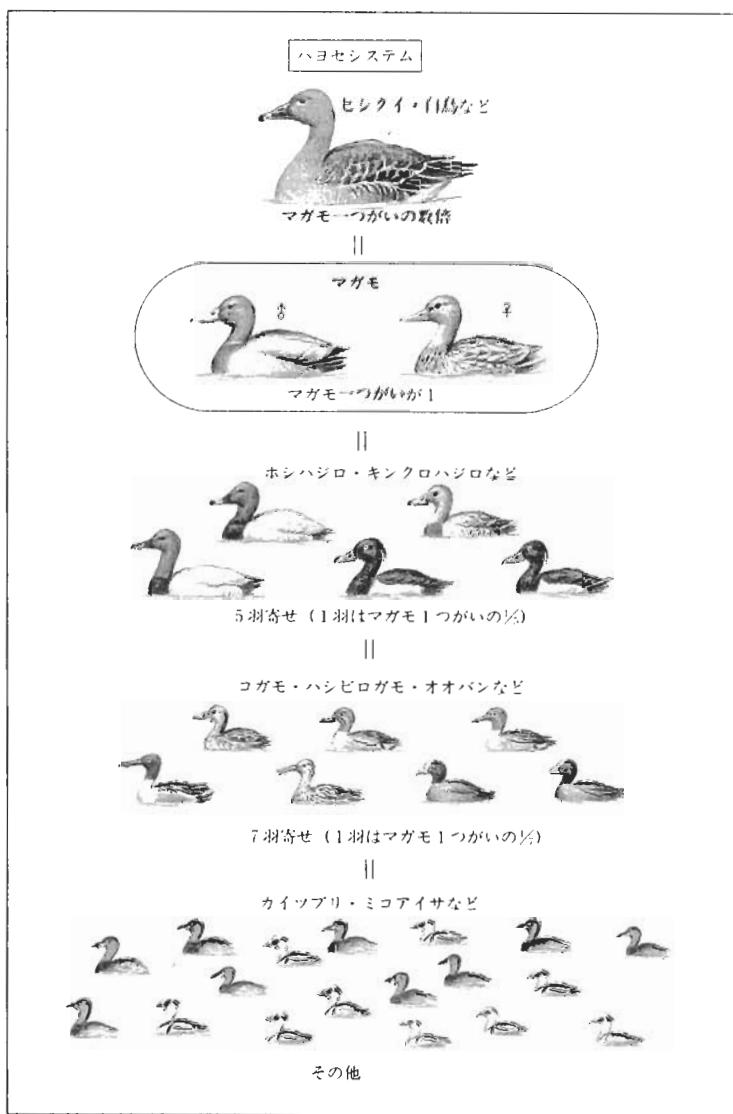
聞き書きによる売買比率

布瀬地方の方言	和名	売買比率	鳴き声
ハクチョウ	オオハクチョウ	随意	ホーイホーイ
ヒシガン、ヒシ	ヒシクイ	2.00	ガガンガカン
ガン	マガン	1.50	ヒーヒーガンガン
マガモ、アカアシ、 アオクビ	マガモ	0.52	シーシー
メガモ(マガモのメス)		0.48	ゲーゲー
カルガモ	カルガモ	0.43	ゲーゲー
ナガ	オナカガモ	0.30	シューシュー
メナカ(ナガのメス)		0.28	コロッコロッ
アカ	ヒドリガモ	0.25	ピンヨビンヨ
メアカ(アカのメス)		0.25	
スズヨシ	オカヨシガモ?	0.25	ヒューイヒューイ
ヨシ	ヨシガモ	0.25	ケッケーケッケー
ハジロ、ハル	ホシハジロ	0.20	キユツキユツ
オオハジロ		0.20	?
キメハジロ		0.20	?
コハジロ		0.20	?
キンクロハジロ	キンクロハジロ	0.20	ヒュルヒュル
クツハジロ、クツ	?	0.20	?
タカ、タカフ	コカモ	0.14	ピリッピリッ ?クエクエ
アジ	シマアジ	0.14	ギリギリリ
ハシヒロ、ハシ	ハシビロガモ	0.14	クワックワ
カワ、ハナツチロ	オオバン	0.14	キョンキョン
アイサ	ミコアイサ	—	ウィー・ウィー
カコ、モグリッショ	カイツブリ	—	キリキリキリキリ

・マガモのオカモはメガモより『割高』。

・鳴き声は、布瀬の人が聞き取った表記。

ハヨセのシステム 手籠沼周辺での水鳥の売買は、ハヨセ(羽寄せ)で行われていた。需要と供給量により、水鳥の値は極くが、相場はマガモ一つがいを基準にして、それぞれの鳥種ごとに売買の比率が決められていた。右図と上表は、筆者の聞き取り調査による。イラスト／村川正敏

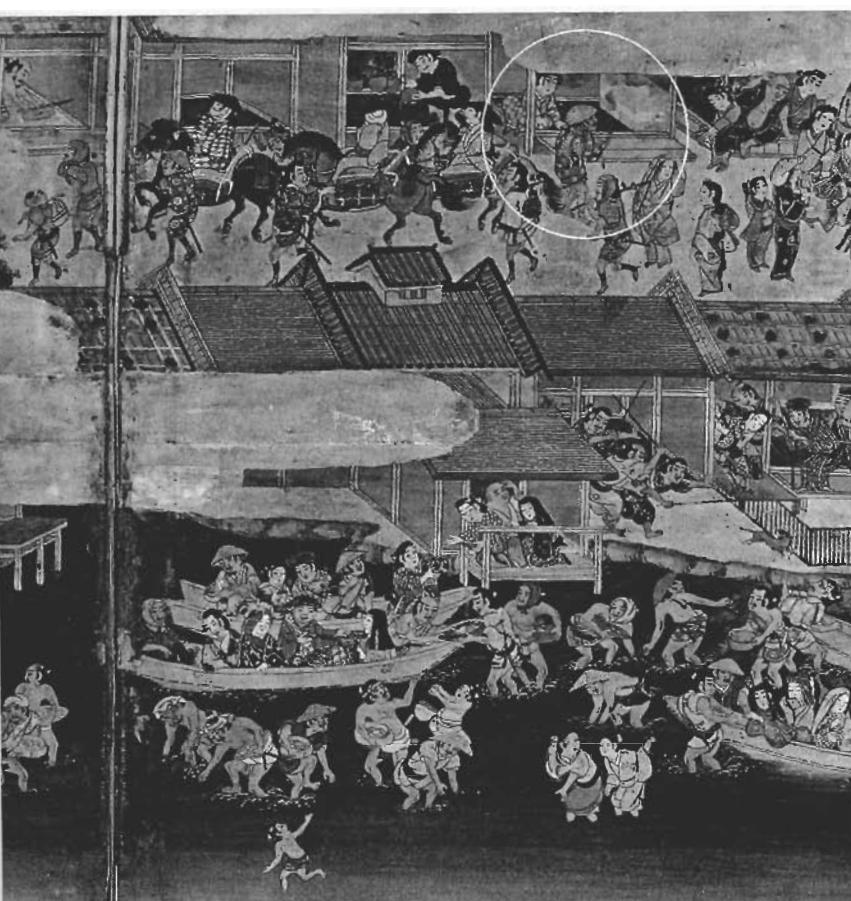


食材として消費されていた。最近の江戸時代遺跡の発掘データによると、出土する鳥類の骨のうちガン・カモ類だけで、その割合は約三五パーセントにものぼり、他の「水辺」に棲息する鳥類を含めると水鳥の出土数は抜きんで多いといえる。このような水鳥たちはどこからきて、どのようにして江戸に住む人々の中に供給されていったのであろうか。また、近世期の水鳥商売の仕組みはどのようになつていて、それを支えたのはいかなる人物だったのであろうか。

近世初期の水鳥商売

近世期の水鳥商売は、時の権力者が嗜好していいた鷹狩と無縁ではなかつた。なぜなら水鳥自体が御鷹が狩猟する鳥であったのであり、鷹場では一般庶民に供する水鳥の狩猟は行うことできなかつたためである。寛永五年(一六二八)、江戸からおよそ五里(約二〇キロメートル)四方の村々が将軍家の鷹場(御拳場)に指定され、またその外郭には御三家の鷹場(御借場)があり、江戸の近在では、一般の人々が水鳥を捕獲することは制度上不可能だつたのである。ということから、江戸への水鳥の供給地の中心は、その鷹場領域の外部ということになるのであるが、徳川幕府の敷いた鷹場制度のその後の推移の中で、鷹場内の盗鳥(密猟)、隠鳥(不正規ルートからの密輸)が横行し、たびたび禁令が出されていることから、実際は少なからぬ鷹場内からの水鳥供給が想像される。

慶長十四年(一六〇九)に江戸を訪れたドン・ロドリゴは、江戸市中に「雁、鴨、鶴等の獵鳥、家鶏其他沢山の鳥類の為特別の場所あり」(日本見聞録)と述べており、近世初頭にはすでに江戸において鳥商売は行われ、その売買にあたる特定の場所があつたようである。明暦三年(一六五七)頃には魚棚(魚屋)、貢物棚(貢物屋)ともに鳥棚(鳥肉屋)も開かれており、慶安四年(一六五一)には「鮫鮓」などとともにガン・カモ類の「肝を取、手くろづ破し、商売仕候間、左様の鳥堅ク商賣仕間敷事」(正室鑑)という禁令が出されるように、ガン・カモ類をそのまま売るだけではなく、肝臟を加工し別売りする商売まで出現している。その後、「江戸つ子の初物好き」が高じたのに対



▲町で見かける水鳥 左は、江戸の繁華街で肩に水鳥らしきものを担ぐ男（○印）。『江戸名所図屏風』から 出光美術館蔵。右は、鳥屋。水鳥の羽をむしるが、鶏などの陸鳥、籠入りの生きた鳥も見える。『長崎名所図会』から 内閣文庫蔵

►鶴献上の作法 贈答の方法は、鷹狩で獲った鳥を献上する手引が参考となる。『鶴礼書』
国文学研究資料館史料館蔵



▲シーポルト「日本」 日本人の贈答の様子を書き留めた中に、水鳥の雌雄を載せた手提籠が描かれる。この時代におけるマガモ雌雄の需要がしのばれる。

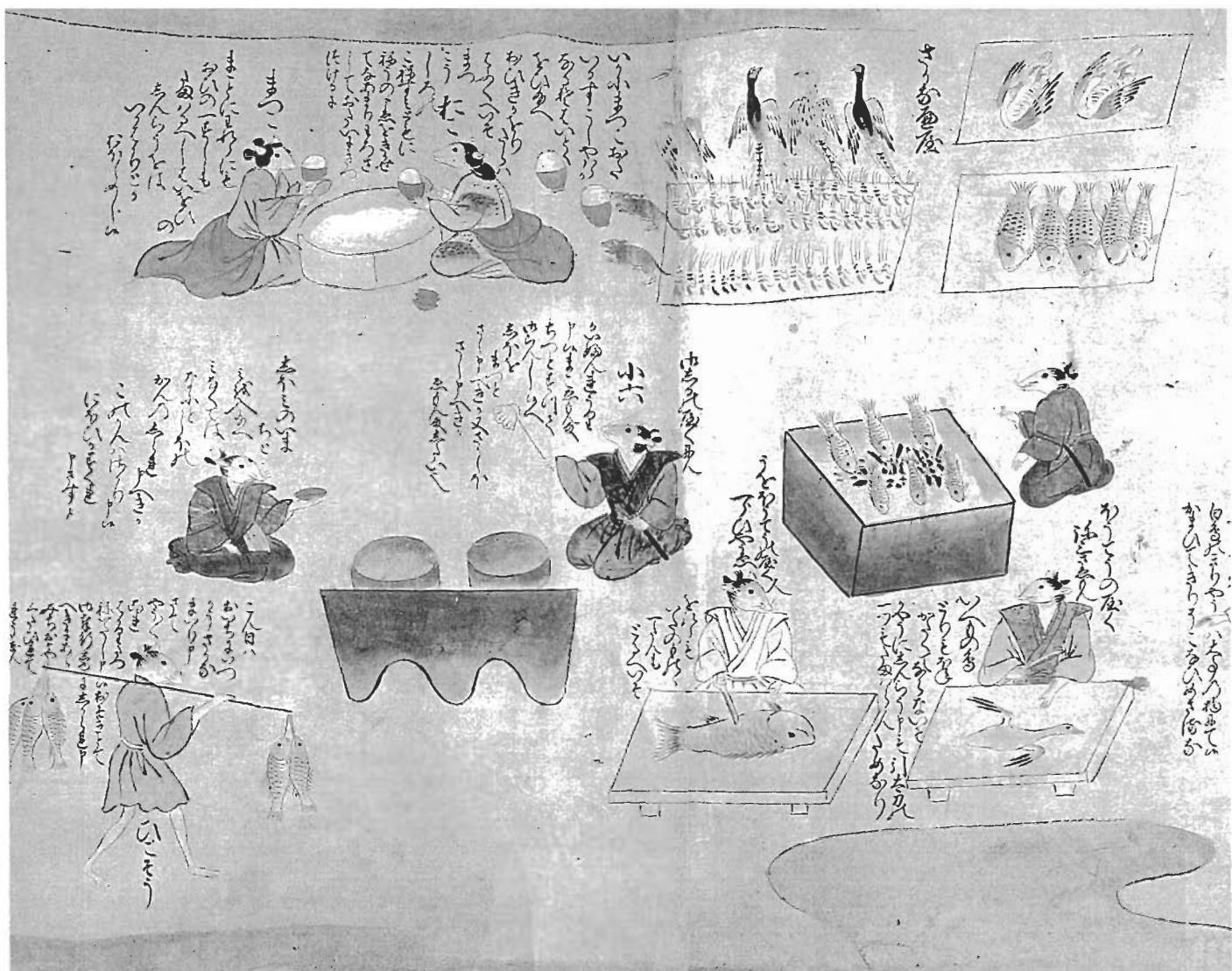
►現代の鳥屋 現在では水鳥も羽を取り、内臓を別に処理して流通することが多い。ディスプレイとして鳥を吊るす。東京・目白にて。撮影／堤勝雄

し、幕府は魚鳥蔬菜を食膳に供する季節を限定し、「初物」「走り物」の価格の高騰を抑制する御勅を出すが、その中にはカモやガンなどの水鳥も含まれており、近世初期には江戸市中で水鳥がかなり一般的に賞味されていたことが推察される。

このような水鳥商売の當みは、徳川綱吉の「生類憐れみの令」により、その存続が危ぶまれることとなる。幕府は、一連の「生類憐れみの令」政策に従い、貞享四年（一六八七）二月二十七日、食用として鳥を飼い置きし、売買することを禁ずる町制を出した。これは從来より販売用にストックしておいた鳥を捌けなくなるということで、鳥商をするものにとつて由々しき事態である。しかし鳥屋も負けてはいない。早速、鳥の在庫を処分し始めたのである。翌日には追つて次のように急な処分を戒める御勅が幕府から再布されることになる。

昨日御勅ニ付、只今迄飼置候鳥、俄ニしめ殺申





白魚豆りやうハナウノ物坐て
まくらにまくらニシテ身をあわせ

(正室事録)

者可あらわらばく之候、為しょくもつとて食い物いけ置候魚鳥、俄えぞ二殺ふたころ候儀無む
用つかまつるニ仕むへし、若よしめ殺さつ候こもの有あ之候こハ、曲まが事ことニ可あらわらばく被はらはら仰あお付ふ候こ

当時の鳥屋たちのたくましさが読み取れるものとして、この追加の町触は興味深い。ただこれ自体は食鳥売買の風習を抑制するもので、厳格に鳥商売を禁止するものではないのであるから、江戸町人に嗜好されるぐらの水鳥はまだ流通していたわけである。

幕府はそれより十二年後の元禄十二年（一六九九）

九月、江戸の「御曲輪内之町々」での鳥商売を禁ずるより厳しい触を出し、さらに翌年正月にも同様の禁令を出し、店での売買、振り売りを禁じた。しかし、これとても「御曲輪」外の町々では鳥の売買を容認しているのであり、江戸市中への水鳥の供給が完全に途絶えることはなかつた。同年十月の町触では、「鳥持あるき候者も相見候間、振売等堅仕間敷候事」と、一向に町中から鳥が消えぬことから、指定区域外（御曲輪内之町々）の鳥商売禁止を再確認しているほどである。

宝永二年（一七〇五）、ついに江戸中の鳥屋に飼鳥や塩鳥などの鳥商売までも禁じ（鷺鷹籠中記）、以後、綱吉の死の直前の宝永六年（一七〇九）正月八日まで、その禁止は触れ出される。だが、この正月八日の町触にも、「鳥商いたし候者有之由相聞候」とあるように、生類憐れみの一連の政策によって、江戸の鳥商売を根絶することはできなかつたのである。綱吉死後すぐには幕府が、江戸中で古くより生類・鳥類商売をやつてきた者に遠慮なく商売してよい旨申し渡すことにより、この水鳥商売は息を吹き返した（『日本財政経済史料』七）。

以上のように、「生類憐れみの令」はその施策の前後で、水鳥商売を制限してきたわけであるが、その一方で鷹場制度を弱体化させる役割も果たした。元禄六年（一六九三）九月には大名の鷹狩も禁止され、江戸周辺の鷹場は名目だけのものになつた。そのため管理支配が從来のようには行き届かず、密猟が横行し、治安の緩みが目立つようになつた（村上直・根崎光男「鷹場の読み方・調べ方」）。綱吉の死後しばらくの間、鳥殺生が実質的にかなり自由となり（塚本学「生類をめぐる政治」）、水鳥商売も復興したこととあいまつて、



►水鳥を扱う魚屋 ネズミを戲人化した「ねずみ草子」(15世紀)の中では、店先でも調理の場でも、魚と水鳥が同時に扱われている。東京国立博物館蔵

►大群をなす水辺のカモ 冬期、日本全土の湖水、湿地、河川でみられる。写真／ネイチャー・プロダクション

▼現代も川魚問屋で もともと農開期の漁獵の一部が場合によっては水鳥獵だったため、川魚問屋が水鳥を扱うこと多かった。1992年11月、岐阜の2軒の問屋で。写真／菅豊



水鳥の生産、流通、消費は活性化し、結果、水鳥資源の減少という状況を引き起こしたのである。

【水鳥管理制度】

享保元年(一七一六)、将軍職に就いた吉宗はすぐに「鷹場御法度」を出し、鷹場制度の復興と再編に取り組んだ。当時、鷹場内での鳥殺生に携わっていたものを徹底して取り締まる御触を繰り返し出している。鷹場内の鳥殺生の禁制が「生類憐れみの令」の後、一時緩んだことにより、鳥が激減したために、ついに享保三年(一七一八)には、三年限で、水鳥全般の利用、商売の制限令を打ち出すこととなる。

一、鶴白鳥菱喰雁鴨生鳥塩鳥共、三ヶ年之内ハ献上之儀無用可仕候、此外之島上ケ乘候ハ不苦候事、

但、初鶴初菱喰ハ献上可仕候事、

一、鶴白鳥菱喰雁鴨生鳥塩鳥、三ヶ年之内ハ音物并振舞之料理ニ遣ひ候事無用ニ候、此外之鳥ハ音物料理等ニも遣ひ不苦候、雁鴨為養生給料相用候儀、

勝手次第之事、

一、於江戸鳥商売仕候儀、三ヶ年之内ハ町中ニ鳥問屋拾人ニ相極、雁鴨ハ不及云、小鳥飼鳥ニ至迄、右之者之外ニ而ハ鳥商売仕間鋪候、且又相極拾人之者より御鳥見判形を申請、拾人之者致添判、鳥差越候者之方江渡し置、鳥数之儀は其在々之名主より証文相添可申候、右判鑑并証文無之鳥一切商売間鋪候事、

但、御鳥見井野廻り之共も、鳥を持出候者ニ出合候ハ、相改、若判鑑持不申者有之候ハ、留置、可逐吟味事、
一、近国知行所より鳥取寄候面々ハ、御鳥見組頭判鑑ニ手前之添判致、取寄可申候事…… (正室事録)

この水鳥保護令は観念的な動物愛護精神により生み出されたのではなく、実質的な水鳥資源の確保のために発せられたもので、その眼目は①「初鶴」「初菱喰」以外の水鳥の貢献をむこう三年間制限する、②水鳥を養生に用いる以外は、三年間、贈答や料理への使用を制限する、③江戸の水鳥問屋の数を三年間は十軒に制限し、それ以外の鳥商売を禁止する、④水鳥を近国から取り寄せる者たちは、鳥見組頭(鷹場を管理する役



► 遊里の酒肴 大坂川口の遊廓での男女の戯れの隣では、馬・鶴・貝・大根と賑やかに料理の準備が進む。「川口遊園図屏風」から 個人蔵



► がん鍋屋 入れ込みの二階座敷で、浅めの雁鍋が煮たつ。「參声美人図録」から 都立中央図書館蔵



► 鶏肉のたたき 鶏の首、あばら骨などの軟骨部分を重い包丁で2時間ほどたたいて作る。写真は、鳥新主人の伊藤家義氏。



► 鶏鍋 鶏の胸肉、たたき・肝臓、そしてセリ・長ねぎなどの野菜が材料。浅鍋に割り下を入れ、すき焼き風に食す。昔ながらの調理法で供す長浜・鳥新にて。撮影／堤勝雄

職」の許可を得て、公式のルートで流通させる、などといった点にあった。この御触から享保当時、ツル、ハクチョウ、ヒシクイ、ガン、カモなどの水鳥が生きまま、あるいは塩漬け（塩鳥）にされて、献上品や贈答品（音物）、料理に利用されていたことがわかる。特にそのシーズンの最初に取れた「初鶴」「初菱喰」は珍重され、この水鳥保護の施策の中でも献上が継続された。また、ガン、カモを病人の養生に用いることは認められており、これら水鳥は「薬喰い」の対象にもなっていたようである。

以上の時限付き水鳥保護令は目的を達したのであるが、享保五年（一七二〇）に若干緩められることがある。具体的には①ツル以外の鳥の献上、音物への使用許可（ただし数量制限）、②水鳥問屋の自由開業許可というかたちで、水鳥に関する規制は緩和される。だが、振舞の料理への使用を依然禁止しており、また水鳥問屋に対しても、遠郷よりもたらされてきた水鳥に付されている証明となる「判鑑札」を鳥見組頭へ提出することを義務づけ、鷹場などの「御停止之場所」より出したいわゆる密猟の鳥を決して取り扱わぬよう念を押していることから、水鳥流通のヤミの非公式ルートは根絶できていなかつたと見る方が妥当であろう。これは数年後、再び水鳥問屋の数を押さえ込んだことからも明らかである。

【水鳥問屋の制限】

四年後の享保九年（一七二四）、在々の鷹場で盜鳥し、江戸表へと運び商売する者が後を絶たなかつた。これに業を煮やした幕府は、江戸の水鳥問屋を十八軒に制限し、その他の仲買をはじめ駄店、小売りに至るまでの鳥商売を禁止した。さらに徹底するために、翌正月にはすでに制限した水鳥問屋を再吟味し、またその数を減らしていく。盜鳥流通を江戸に入る段階で断つことによって密猟 자체を抑制するという点が、この時代の統制の要目である。すなわち盜鳥を売買する者がいるから、密猟が絶えないという考え方であり、それほどまでして水鳥を希求する市場が存在していたといふことである。幕府は水鳥管理制度を強める中で、先述べたような水鳥商売の水鳥問屋への一本化とともに



→ハレの料理 ハレの日の料理に、水鳥や魚が割かれる台所風景には一定のパターンがあった。51ページ「四季日待図巻」参照。
『酒飯論』(14世紀)から 三時恩寺藏

鳥の種類 遺跡名	ガ	カ	サ	ウ	タ	ハク	ア	ニ	ウ	キ	カ	モ	ス	ヤ	ヒ	ワ	ハ	
	ン	モ	キ	ゲ	チョウ	ウ	ワ	ト	ズ	ジ	ラ	ス	ズメ	シギ	トリ	ヨドリ	シ	ト
	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類
一橋高校	28	30	2	1	—	2	—	21	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
東大法文	4	40	—	—	17	—	—	—	45	6	—	38	—	—	—	—	—	—
東大御殿	12	121	8	—	—	—	1	—	10	—	—	8	50	53	1	—	—	—
東大病院	46	86	—	—	—	—	1	10	—	4	—	—	—	—	—	1	—	—
真砂第2	2	29	—	—	—	—	—	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
勤坂	11	—	14	—	—	—	2	—	30	1	—	168	—	—	1	97	—	—
葛西城	22	6	16	44	—	—	34	—	4	73	—	—	—	—	—	—	—	1



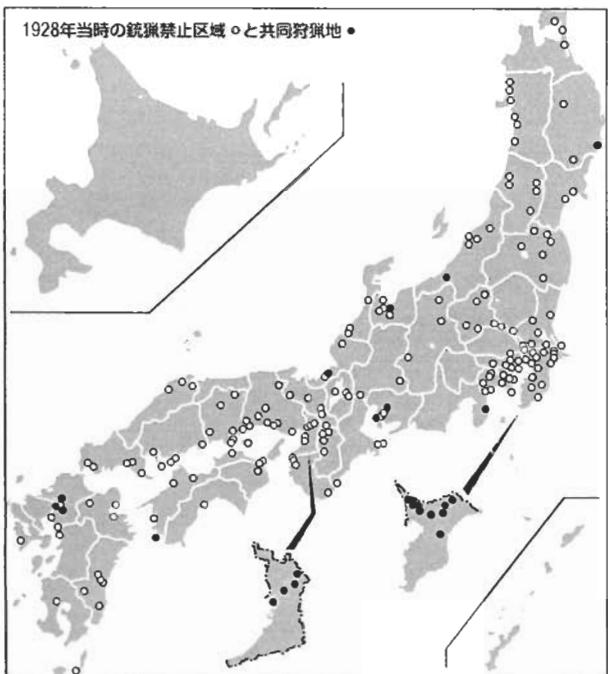
▲江戸のごみから出た獣骨 大ごみ溜と化した下級御家人拝領地からは骨や貝殻も出土する。写真／新宿区教育委員会

→江戸の遺跡から出た鳥の骨 葛西城は將軍鷹狩の廻合跡、勤坂は馬匠屋敷跡なので、このカラス・スズメ・ハトは鷹の餌、ガン・カモ・サギは鷹狩の獲物と考えられている。表は新美倫子氏作成



「当流改正節用料理大全」に見える鳥 陸鳥のうちニワトリは江戸時代後半からかなり食されるようになる。都立中央図書館蔵

1928年当時の銃猟禁止区域と共同狩猲地



ワシの出現におびえるカモ 写真／ネイチャー・プロダクション



に、問屋の専業化を進めた。

吟味の結果、すでに認められた水鳥問屋の中に、それを一式（專業）とせず、仲買や魚商売を兼業する者がいることが明らかになつた。また、以前は鳥問屋を営んでいたが、近年は仕入金も支払えないような状態で鳥を扱えなくなっている者、在方から直に水鳥を入れるのではなく、他所に来た鳥を横流して売る者は、その上、別の町で隠れて開業する者などもいた。さらには鳥の出荷ができるまでに、その代わりに魚荷物を引き受けこれを横流することによって補填する者もいた。これらの者に対し、幕府は水鳥専門問屋でないと、その鳥商売を許可せず、一式問屋と認めた六軒だけに限定することとなつた。

上記のような川魚商売と水鳥商売の兼業は、幕府の水鳥管理制度に違背する商行為とされるものの、鳥問屋にとってこれは至極普通の経営形態として営まっていたであろう。なぜなら、水鳥の生産地は湖や川に隣接する「水辺」なのであり、そこで生計活動は、水鳥に限らず、漁撈、採集などが複合的に営まれていたからである。つまり水鳥の獵師は、片や魚の漁師でもあつたわけで、そのような在との経済関係を取り結ぶ中で、それを元賣する商人も複合的な産物を取り扱えたということである。先に述べた千葉県布瀬が、水鳥の生産地であつたとともに、ウナギなどの淡水魚の生産地でもあり、「水辺」の産物を通じて消費地江戸と密接に繋がっていたことはすでに述べたが、このような「水辺」をめぐる複数の産物からあえて自ら単品だけに取り扱いを限定する必要もなかつたのである。

このように鳥以外の産物を扱う商人が水鳥商売に手を染めることは、かなり横行していたようである。鳥商売を許された六軒の者たちは、水鳥密売防止のため、見回りして疑わしい玉子売りや魚屋の荷物を検査する権限を幕府に願い出て認められている。このようなヤミで流れる鳥の消費者は、町人ばかりではなかつた。武家方ですら、水鳥を入用の時は出入りの魚屋などに申し付けて入手していたらしく、この魚屋には鳥問屋から仕入れ、余ったものを横流したり、また密猟鳥に手を出すものもあつたようである。そのため幕府は、



► 伝統狩獵の残ったところ 明治政府は、近代狩獵法整備の段階で、旧来の狩獵地使用の慣例を「共同狩獵地」として尊重した。手賀沼もその一つ。たとえば明治28年公布の狩獵法第7条では「從來地方ノ慣行ニ依リ一定ノ区域内ニ於テ共同狩獵ヲ為ス者」に、その狩獵地の継続使用を認め、銃器以外の伝統的狩獵技術(たとえばモチワフ獣)が継承された。また、「銃獵禁止区域」には銃器以外の狩獵技術は認めたところもあり、この法規にも、鳥獣保護とともに伝統的狩獵の旧慣を尊重する意図が込められていた。

► 傷狩の訓練 「江戸図屏風」から 国立歴史民俗博物館蔵

▼ 傷狩の方法 戦前の宮内省には鷹狩の方法が伝わっていた。①傷場に出る鷹匠。②鷹が飛び立つところを探す。③鷹を鷹に合わせる。④鷹を飛ばす。⑤鷹が鶴を押さえる。宮内省では、鷹狩のほか、罠獵・網獵・砲獵など、伝統的狩獵法の継承に努めていた。1935年江戸川筋、新浜御獵場にて。これも堀内智実撮影。

写真／堀内智実



武士にも鳥問屋からの直接購入を命じている。
以上のような、享保期に矢継ぎ早に出された鳥商売

の統制政策は、鷹場制度の再編成と軌を一にするものであるが、この時代にはすでにかなりの水準で市中へ見ることにより明らかになる。幕府は正規に売買される鳥には目印となる「羽印」を付け、密猟鳥の流通を取り締まっていた。また、延享元年(一七四四)には

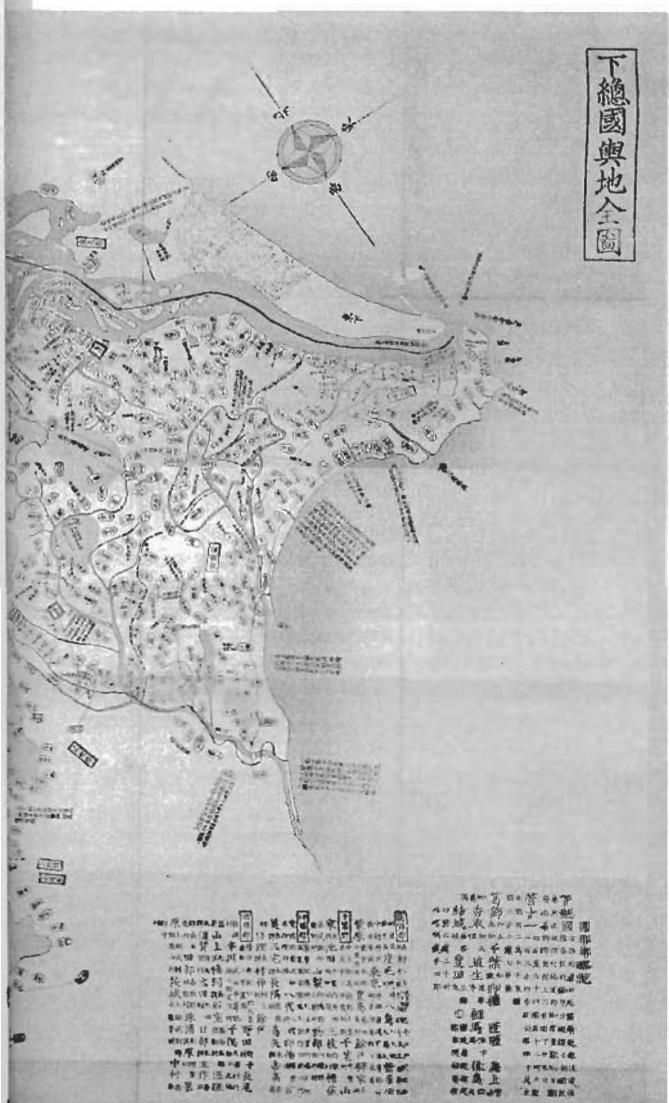
「会所」という水鳥荷物の検査所を設け、そこで一手に荷物改めを行つてから、水鳥問屋が売買するという幕府公認の仕組みができ上がつていて。しかし、その後も十数年おきに水鳥統制の御触が出され続けることからも、幕府の一連の水鳥管理が行き届いていたかどうかは慎重に判断すべきであろう。とりあえず幕末期の天保十三年(一八四二)、問屋組合が停止されるまで、この表向き限定された流通システムは継承される。

天保十三年以降、「会所」は「改所」と名を変え、御用の鳥を選び分けた後、新しく水鳥問屋を開業した者も自由に売買できるようになつた。しかし、實際は新規の水鳥問屋を始める者はいなかつたようで、嘉永の問屋組合再興時には、旧来の水鳥問屋のみが再び認められている。

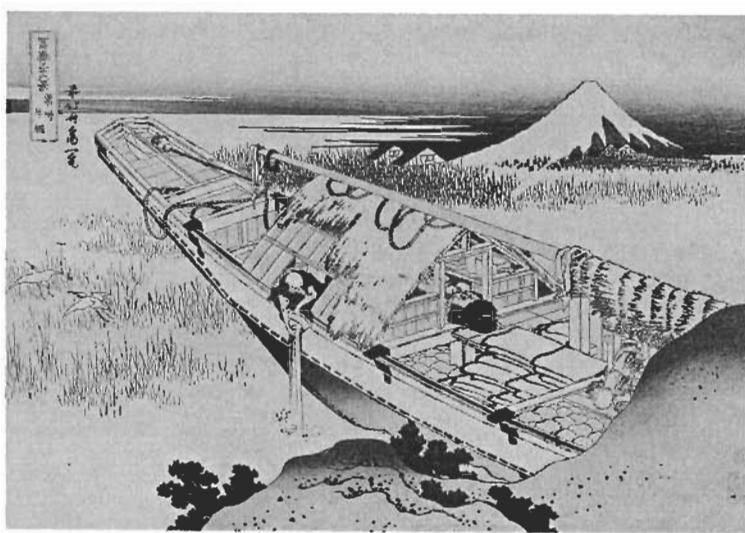
【ある水鳥問屋の肖像】

享保九年に水鳥問屋が十八軒に制限され、それが翌年さらに六軒に減らされたことは先に述べたが、この六軒に減らされた時に水鳥問屋からはずされ鳥商売の権利を剥奪された者の一人に「伊兵衛」と呼ばれる男がいた。この男は江戸に名だたる豪氣の器量者であったようで、当時の書物にその行跡が記してあるので紹介しよう。

彼は東国屋の屋号を持ち、東国屋伊兵衛の名は世上に知らぬ者のないほどで、彼が安針町(日本橋界隈)でやつてゐる水鳥屋はとても有名であった。彼は今は隠居して悠々自適の身で、毎日、芝居や新吉原などに通い、夜は講演へ欠かさず出て楽しんでいる。この東国屋伊兵衛は、今の世広く世間に名の通つた



○印が布瀬、右端が鏡子。



高瀬舟 利根川の物資輸送を負った。葛飾北斎「富嶽三十六景」 東京国立博物館蔵

粹な人であり、芝居者、芸者などにこの人を敬わぬ者はいない。若い頃は器量自慢してあちこちで喧嘩口論し、さらに鬼のような者どもに一度も後れを取つたことがない。また博打場に身を置いて活躍した。彼は水鳥の「もち鳥繩」のことに入牢させられたが間もなく出牢し、その入牢中も御駕の御用を務めていた。この頃御側衆の渋谷和泉守殿と懇意にしていた。

東国屋伊兵衛は、先年御裏駕の御用の時、樵さえ入らないような日光の山奥へ入つた。そこは土地の者に魔所とされるところであったが伊兵衛はかまわず奥へ入つた。ついて行つた百姓どもは大いに恐れて、帰ることを懇願したが聞き入れることはなかつた。それで百姓どもだけは恐れて麓へ帰り、伊兵衛一人でそこで夜を明かすこととなつた。翌朝、昨夜きっと天狗に伊兵衛がさらわれたに違ひないと人々は噂し、大勢で奥山へこわごわ見に入つたところ、伊兵衛は大きな岩角を山へこわごわ見に入つたところ、伊兵衛は大きな岩角を

木下街道を利用して江戸へと運ばれていたが、江戸中期以降、布佐一藤ヶ谷一高柳一松戸河岸の鮮魚街道にその中心は移つた。松戸河岸からはさらに舟運で日本橋の河岸へと運ばれた。このような流通路は、周辺地域と江戸を強く結びつけ、商品としての水鳥の江戸供給をも可能とした。「下總國輿地全圖」 成田山靈光館蔵

を枕としぐつすり眠つていた。皆は伊兵衛が元気そうであつたので、昨夜何か怪しいことはなかつたかと尋ねた。すると彼は「よく寝入つてまつたく気づかなかつた」と答へ、その勇氣のほどに人々は驚いた。

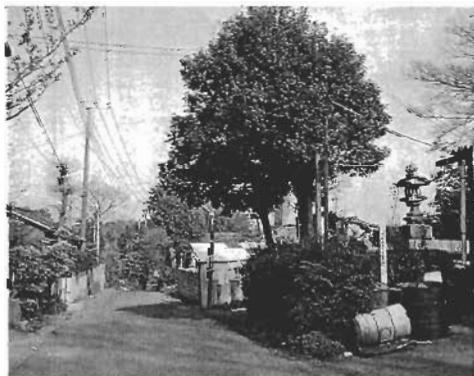
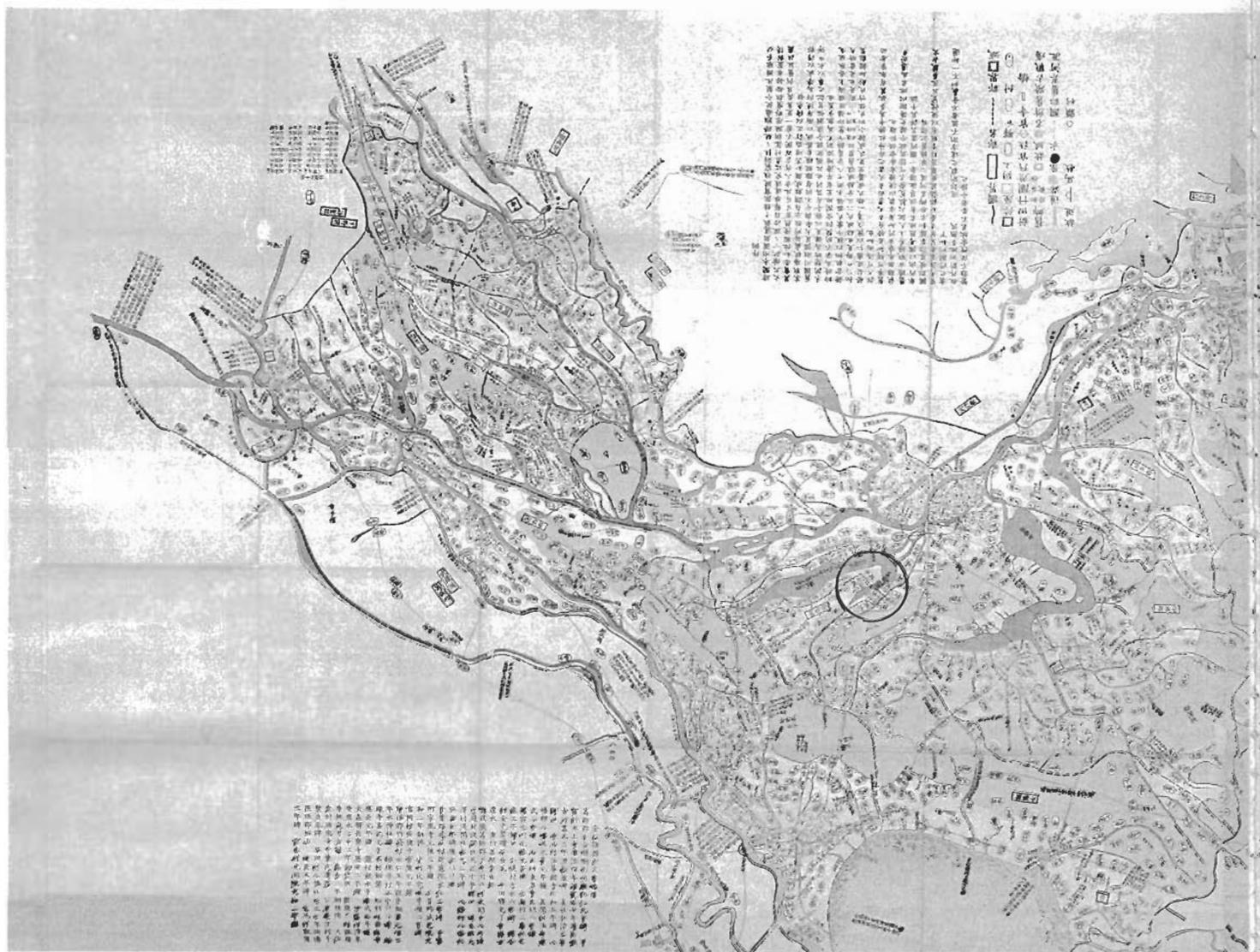
その後、日光の御普請が始まり、再び東圃驛伊兵衛が日光へ参ると、当地の者は、伊兵衛殿は先年魔所に入つてただ一人でおられた奇妙な人なので、この人に天狗のまじないの御守りをもらおうということになつた。伊兵衛は天狗の御守りとして、小菊の鼻紙を小さく切り、裏に印形の判を捺したものを作つてやつたところ、人々は大いに喜んで家々に張つた。今でも伊兵衛の天狗除けの守り札が日光あたりに多くあるのは面白いことだ。至極威勢のよい男で江戸では知らぬ者はない。

この正月の大火で芝居者が焼け出された折、伊兵衛が直接芝居小屋の近辺を見回つて、有名な役者を自分の家へ連れ帰り、人々にそれを自慢した。まことに閑達な者である。

私は「当世武野俗談(筆者)」が夜講釈を開いて行つた時、東国屋伊兵衛は毎回来ていたが、ある時伊兵衛は、「肥前島原のキリシタン一揆(島原の乱)」の折、西国の諸侯はお骨を折られた。今時分あのようなことがあつたら、町人に請け負わせて打ち潰すと費用が少なくて済む。この伊兵衛ならその入札に最も安い札を入れるであろう」と語り、一座の者を大いに笑わせた。皆が天晴名高き仁であると言ふほどの器量者である。

(当世武野俗談)

このように東国屋伊兵衛のその器量のほどは江戸中に知れ渡つていたわけであるが、その伊兵衛が取り組んでいた商売こそ水鳥商売なのであつた。芸者や芝居者、講釈師など遊芸の者のベトロン的な権力者とつながるには、十分な経済的な裏付けがなければならなかつたであろうから、水鳥商売の経済的意味を考える上で大いに参考となる。喧嘩をいとわず、博打で活躍し、入牢経験も持つ、田舎の迷信などはものともしないといふ威勢の良さは、水鳥商売を営む上で鍛えられたものか、それとも彼独自のパーソナリティーによつて育まれたものか断言できないが、このような魅力ある人



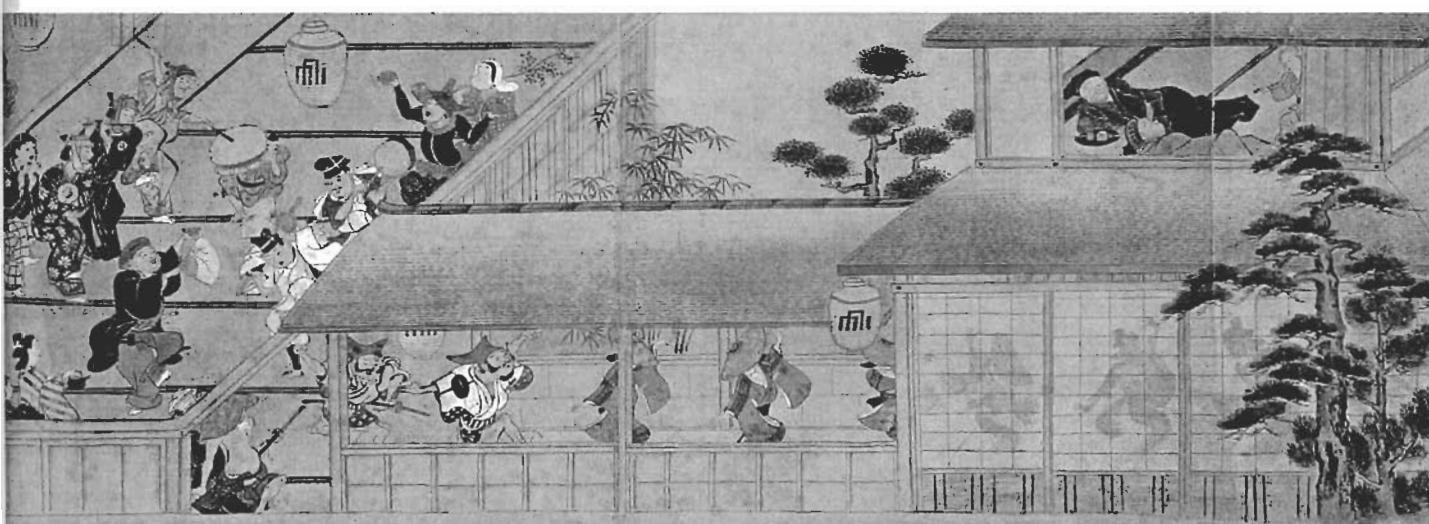
旧鮮魚街道の常夜灯 仲継茶屋鮎島屋に立つ常夜灯（これは明治12年＝1879年のもの）。道の向こうが獅子方面。撮影／安藤洋児（右も）



► 香取鳥見神社の鳥居 舌状台地の要地布瀬が鳥獣の親浜で、その最端に神社は位置する。

物が水鳥流通の現場に立ち会っていたことは興味深い。先に述べたように、水鳥商売には権力が大きく関与し、幕府の管理統制がなされていた。しかし、実際はその隙間を縫うようにアンダーグラウンドの流通システムが存在し、少なからず市中には密猟の鳥が入り込んでいた。また、そのようにしてまで水鳥を求める、江戸の人々の食欲は高まっていた。推測の域を出ないが、そのような状況で水鳥商売を営む者には、東国屋伊兵衛のような剛胆さとアンダーグラウンドに精通する能力が必要だったのではないか。彼の才覚は、鳥商売をめぐつて遺憾なく發揮される。

伊兵衛は「もち鳥繩」の一件で入牢した経験を持つが、これは当時鷹場で禁じられていたモチナワ獣の鳥に何らかの関与をしたために、咎められたものである。



江戸の歓楽 都市には水鳥で巨利を得る豪商が出来上がっていた。「四季日待図巻」から 出光美術館蔵

『徳川幕府引継書』から 享保10年(1725)、水鳥問屋を6軒だけに制限するが、この時、従来より水鳥商売を行っていた伊兵衛(東国屋伊兵衛)はその権利を失う。その後、問屋の権限を剥奪された者の後任をめぐって、伊兵衛は復帰運動を展開する。伊兵衛は、将軍家が鷹狩に用いる鷹(御巣鷹)を上納することによって、念願の水鳥問屋復帰を果たすこととなる。()内は図版に掲げていない。国立国会図書館蔵

(一) 水鳥問屋六人相極め候儀は 享保九年
年(一七二四)五里四方御賣場所 其の外
在々御捉飼場ニ而盜鳥致し 江戸表差
し出し 売買仕事候儀ニ付 江戸表二鳥問
屋・同仲買・駄店・小売等の者 故多之れ有
り候而は吟味も行き届かざる二付 大岡
越前守町方勤役(南町奉行)の節 吟味の
上 同十一年(中略)都合六人水鳥問屋申
し付け (中略)六人の内 小左衛門 七左
衛門儀 不調法之れ有り 株取り放され
残る四人二而相勤め候 玄文五年(一
七四〇)伊兵衛と申す者 御巣鷹上納の儀
申立て 助成として 水鳥問屋式軒相頼
い 水野備前守町方勤役(南町奉行)の
節 請の通り申し渡し 其の後 明和八年
年(一七七二)牧野大隅守勤役(南町奉行)
の節 右伊兵衛水鳥問屋式軒の内 命け
所第五郎兵衛相波し 五郎兵衛儀も別段
冥加として 御巣鷹上納する可き旨相頼
い 是又願の通り申し渡し 唯今以て都合
六人二而 右の内四人は 御膳御用相勤め
兩人は右御用相勤め申さず……

津久用達ト候力ナリ無だ少々、
専用主事在多不開半室主事
不開法ナリ候と後成請曰人
お争ひ名を文み半室字を申下し
津久用達上御へ申す事無登
向ひ武引ち難處世故申聞候
一章終り過ト候其後は和ハ年
牧野士郎も勤役し京右年乞甚
水を出候か申す事無事
お辰を亦申候候別院候事
津久用達上御ではとお詫び申す事無
ト候候事候候事候候事候候事候
津久用達上御ではとお詫び申す事無
ト候候事候候事候候事候候事候

伊兵衛の名は享保三年、水鳥問屋が十軒に制限された時から見られ、享保九年に鳥問屋が十八軒に制限された時もその名は散見できる。しかし、享保十年の六軒に制限した時点でその名は消える。それは、この入牢の一件によるものと見て差し支えなかろう。彼はこれによつて、水鳥問屋の公的な営業権を喪失することとなるが、『当世武野俗談』にも入牢中も安針町で御鷹の御用を勤めていたことが書かれているように、鳥をめぐる商売から完全に遠ざかたわけではなく、その周辺で水鳥商売への復活を目指していたようである。

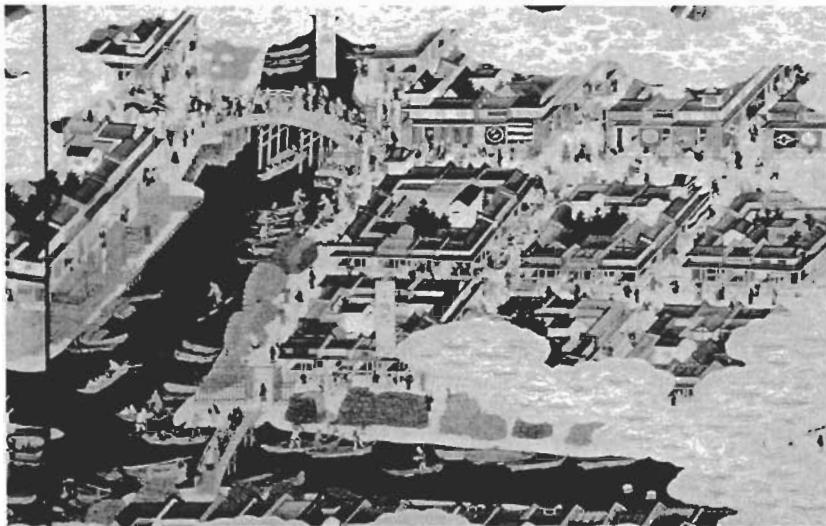
この時、伊兵衛が行つた御鷹の御用とは具体的には、飼鳥請負人である。享保十年十月に吹上御殿部屋の飼鳥請負人として伊兵衛と申すもの他二名が勤め始めたとされており(撰要類集)、この伊兵衛が東国屋伊兵衛に比定できる。飼鳥請負人とは、鷹の飼育に使う飼の鳥を飼差より集荷し、幕府に納入する役割を持つ。元はこの飼鳥を確保する任務は、幕府の役職の中的位置付けられていたが、享保七年(一七三二)、それが廃されることにより町人の請負飼差が開拓された。これに水鳥問屋の権限を失つた伊兵衛が、遅れて加わつたものと考えられる。

その後、元文二年(一七三七)、先の享保十年に鳥商売の権限を失効させられた元鳥問屋たちが、その復権を幕府に願つたが許されなかつた。ところが、下ること二年後、東国屋伊兵衛だけに失地回復の一大好機が訪れた。水鳥問屋の二人が「不埒有之」につきその職から召し放されたため、水鳥問屋の定員が空いたのである。この後任をめぐつて、二人の者が、手広く盜鳥の吟味をする条件に新規開業を願い、鳥見役人がこれを受けて上申している。

この機に東国屋伊兵衛も、黙つて手を拱いていることはなかつた。御飼鳥請負人伊兵衛もこれに対抗して、この時、水鳥問屋の開業を願い出したのである(撰要類集)。だが伊兵衛の水鳥問屋復帰の戦略は、他の二人とは大きく異なつていた。伊兵衛は、近年、御用の品質が低下していることに目をつけ、自分自身が巣元に行つて、良質の鷹を差し上げる御巣鷹の御用を引き受けることを条件に町奉行に開業を出願した。重ねて願い出ることによつて町奉行は御側衆の渋谷和泉



江戸の日本橋界隈 東國屋伊兵衛は「世上に知らぬ者なし。安針町水鳥屋第一なり」(当世武野俗談)と謳われた。安針町とは今の日本橋付近。舟運で物資の集積する地である。「江戸図屏風」から 国立歴史民俗博物館蔵



東国屋 東京・神保町に東国屋という肉屋がある。由緒について亡き先代が語っていたというが、現在では伊兵衛とのつながりは不明。
撮影／堤勝雄

興味深い。

守に取り次ぎ、渋谷は良質の應の上納と引き換えに水鳥問屋を許可する旨約した。そこで伊兵衛は約にたがわず、元文五年（一七四〇）に「巢鷹十居、巢廻り鷹一居」を差し上げ、その後も應を納めることを相願い、渋谷和泉守は時の老中本田忠良にお伺いを立てた。その結果、島見役より上申した二名は許可されず、元文六年（一七四一）二月、伊兵衛ひとり念願の水鳥問屋開業を果たすこととなる。御應御用と結びつける伊兵衛の戦略が功を奏したことは言うまでもないが、それとともに町奉行を介して、上級官僚である御側衆の渋谷和泉守に接触したことにも無視できない。『当世武野俗談』によつて、東国屋伊兵衛が「御側衆御出頭渋谷和泉守殿」と云う人甚懲意であったことがわかるが、このような上級官僚との「関係」は水鳥問屋復帰の運動の中で取り結ばれたのかもしれない。

以上のように東国屋伊兵衛は十六年の歳月を経て、ようやく水鳥問屋への復帰がかなつた。東国屋伊兵衛の破天荒で魅力的なキャラクターは、その東国屋の評判を江戸中に轟かせるに十分であった。

鳥の啼 安針町の様の下
明日知らぬ 鶩に餌を飼ふ 軒を借る 東国屋
東国屋 春ハつばめも
水鳥の 羽音でメル 東国屋
青首の 受判をする 東国屋
ギツギツの 肉を安針町で買ひ

（＊青首はマガモ、ギツギツはカチヨウのこと）

これら「柳多留」に収載されているたくさんの川柳は、東国屋の水鳥商売が江戸で人口に膾炙していたことを示す。その活躍は江戸を離れて、東関東の一小村までにもその足跡をとどめることとなる。これが冒頭紹介した手賀沼の水辺、千葉県の布瀬の鎮守に残る碑文である。そこには東国屋伊兵衛が村へ多額の寄付を行った事実が刻み込んでいた。もちろんこの伊兵衛は、享保期に活躍した伊兵衛ではなくその末裔であるが、「水辺」の獵師たちによって獲得された水鳥を、都巿住民たちに供給する役割は、代々、水鳥問屋東国屋として継承されてきた。布瀬の石碑は、この水鳥の产地と、都市の水鳥問屋との繋がりの深さを示していく

より深く。より豊かに。
興味深いテーマで歴史の核心に迫る!

朝日百科 日本の歴史・別冊
歴史を読みなおす

全24巻

9 中世の村を訪ねる

●定価各980円(税込)
●A4判変型 ●72ページ(カラー36、モノ36)

〈責任編集〉石井 進

いま、日本の村が
変わろうとしている。
中世の村を歩く最後のチャンス。
古道、田畠、石造文化財、
祭りや年中行事などを手がかりに、
中世の村へ旅立とう。



次回配本
6月8日発売

以下続刊――

(7月刊)
22 「監獄」の誕生

(8月刊)
21 立国の時代

各巻読み切り。全巻を通すとまったく
新しい日本通史が浮かびあがります。

全巻構成

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
桃太郎さがし	「監獄」の誕生	「髪結新三」の歴史世界	村の手習塾	安土城の中の「天下」	行列と見世物	ひとと動物の逝世	環日本海と瓊シナ海	城と合戦	安土城の中の「天下」	家・村・郷土	大仏・鬼	武士とは何だろうか	中世の村を訪ねる	中世を旅する人々	「木」の語る中世	平安京と水辺の都市、そして安土	天武・後白河・後醍醐	遣唐使船	大浦和諱	繩文物語	吉備はなぜつくられたのか	白木一郎	白木一郎
自動車が走った	「監獄」の誕生	「髪結新三」の歴史世界	村の手習塾	安土城の中の「天下」	行列と見世物	ひとと動物の逝世	環日本海と瓊シナ海	城と合戦	安土城の中の「天下」	家・村・郷土	大仏・鬼	武士とは何だろうか	中世の村を訪ねる	中世を旅する人々	「木」の語る中世	平安京と水辺の都市、そして安土	天武・後白河・後醍醐	遣唐使船	大浦和諱	繩文物語	吉備はなぜつくられたのか	白木一郎	白木一郎
中世の村	安土城	瓊シナ海	村の手習塾	安土城の中の「天下」	行列と見世物	ひとと動物の逝世	環日本海と瓊シナ海	城と合戦	安土城の中の「天下」	家・村・郷土	大仏・鬼	武士とは何だろうか	中世の村を訪ねる	中世を旅する人々	「木」の語る中世	平安京と水辺の都市、そして安土	天武・後白河・後醍醐	遣唐使船	大浦和諱	繩文物語	吉備はなぜつくられたのか	白木一郎	白木一郎
中世の村	安土城	瓊シナ海	村の手習塾	安土城の中の「天下」	行列と見世物	ひとと動物の逝世	環日本海と瓊シナ海	城と合戦	安土城の中の「天下」	家・村・郷土	大仏・鬼	武士とは何だろうか	中世の村を訪ねる	中世を旅する人々	「木」の語る中世	平安京と水辺の都市、そして安土	天武・後白河・後醍醐	遣唐使船	大浦和諱	繩文物語	吉備はなぜつくられたのか	白木一郎	白木一郎



第1期全12巻 好評発売中!



朝日新聞社

※お求めは書店、ASA(朝日新聞販売所)でどうぞ。

